

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和7年1月31日付け広報第231号（以下「本件処分1」という。）及び同日付け感対第840号（以下「本件処分2」という。）で行った公文書不開示決定（以下本件処分1及び本件処分2を併せて「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年1月20日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、いずれも「請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、令和7年5月2日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、同年10月1日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第405号及び407号）を受けるとともに、弁明書及び反論書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、諮問第405号及び407号について、審査請求人が同一であること、本件処分及び審査請求の内容が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和8年3月9日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分に係る公文書の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分時点において文書が存在しないことが文書発行義務がないことの Evidence にはならない。立法事実存在の抗弁提出していない知事に文書発行義務がないこと・文書存在不存在についての立証責任存否についての主張立証がなされておらず、実質的審査請求を受ける権利の侵害である。

イ 本件処分は、埼玉県職員に対する懲戒事由発生可能性を伴う刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項違反による刑法（明治40年法律第45号）第104条証拠隠滅罪の恐れがある。また、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条違反である。

ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第66条・第68条違反共同正犯（薬機法第66条・第68条・第60条）幫助罪（刑法第62条）における故意（刑法第38条）・故意過失（民法（明治29年法律第89号）第709条）の主観的要件充足する。

エ よって、公文書開示請求令和6年5月9日付け感対第79-3号との両方不開示は論理的整合性がない。

(3) 反論書の趣旨

ア 文書不存在が文書作成義務なしを正当化しない。埼玉県文書管理規則5条違反・公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条違反類推である。

イ 文書作成義務がないと主張しているが、仮に民法第415条民法第719条要件非充足であると認定した場合でも民法第415条民法第719条要件が非充足であるとの結論に至る過程を示す文書作成義務がある。作成しないことは委任契約の受任者埼玉県に対する背信行為である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

- (1) 本件処分の理由は以下のとおりであり、文書不存在による不開示決定となるため、本件処分は適法かつ正当である。

ア 「存在することが前提とされている法的病原体」は新型コロナウイルスを指していると思料されるが、新型コロナウイルスは請求内容に明記されたいずれの法律（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号））の立法事実にあたらないため、その根拠となる文書等は作成・取得していない。また、当該病原体への法適用についても、国の権限であり、またその具体的な根拠等を国から提供されたことがないため文書不存在である。

イ 新型コロナウイルスに関する施策に関して、無効なものではない等の法的認識・評価（「重大性明白性の要件非充足」であること又は「他の適法行為の期待可能性不存在」であること）の根拠となる文書について、県は国の法適用に基づいて、適法であることを前提に事務を行っているため、当該文書の作成機会がなく、また法適用の前提となる病原体に関する資料は各都道府県で作成・保有すべき資料ではなく、実際に国からも提供されていない。したがって、施策が無効なものではないという法的認識・評価の根拠となる文書は作成・取得しておらず文書不存在である。

ウ 審査請求人は新型コロナウイルスワクチンが予防接種法第2条のワクチンに該当せず、また薬機法の承認が適正でないため、県ホームページ上へ「ワクチン」「重症化予防」といった表記を行ったことが景品表示法違反のほう助行為、薬機法第66条・第68条違反であるとの見解をもとに、県で「違法行為に該当しない（構成要件非該当）」、または「通常は違法とされる行為についてその違法性

を否定する事由（違法性阻却事由存在）」と認識した文書の開示を請求した。

これについて新型コロナワクチンに係る予防接種法の適用や薬機法の承認は国の事務であり、県では適法であることを前提に事務を行っているため当該文書の作成機会がなく、また国からも提供されたことがないため文書不存在である。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

- ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならぬとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかが開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。
- イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「公文書を保有していないため（保有していない理由）請求の内容に対する文書を作成・取得していないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられてい

ないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を踏まえた理由を開示請求者が判別できず、不開示とされた理由を了知することができるとはいえない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

オ よって、本件処分理由の提示については不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分の不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年10月 1日	諮問(諮問第405号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年10月 1日	諮問(諮問第407号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理

令和7年12月 1日	審議（第三部会第195回審査会）
令和8年 1月19日	審議（第三部会第196回審査会）
令和8年 2月19日	審議（第三部会第197回審査会）
令和8年 3月25日	答申

開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）

0, 知事・保健医療部長・感染症対策課長・広報課長・県民生活部長どのが、存在することが前提とされている(山形衛生研回答・厚労省コールセンター回答)法定病原体（健感発0210-5号）に感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

1, 閣感85号・20240109厚労発医薬0109第18号・感対261号監査186号不開示決定により、知事・保健医療部長・感染症対策課長・監査委員どのが、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実の存在を不認識である点が「推定」され,106号監査において立法事実存在の抗弁不提出であるので立法事実不存在が推定される。知事・保健医療部長・感染症対策課長・広報課長・県民生活部長どのが重大性明白性の要件非充足であると認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

3, 立法事実存在の抗弁提出していない 無権限者による景品表示法違反のほう助行為・薬機法66条68条違反広告により予防接種法2条ワクチンの定義に該当しないワクチンと呼称されている特定の遺伝子治療を強制している。ワクチンと呼称されていることによって接種者は遺伝子治療が施されることが認識できないからである。またオミクロン用以後有効性評価なし免疫原性評価のみ承認であり(各号住民監査請求書論点1Bロf3 参照)、website「重症化予防の効果が認められ」表記と「ワクチン」表記について薬機法66条68条違反構成要件該当性違法性阻却事由不存在が推定される。知事・保健医療部長・感染症対策課長・広報課長・県民生活部長どのが、構成要件非該当・違法性阻却事由存在と認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法・判例その他論文

5, 刑事訴訟法239条2項公務員の告発義務に基づき告発をして、違憲違法無効な行政処分には国地方係争処理委員会、または自治紛争処理委員会の審査・勧告を経て、司法の場で是非を争い、機関訴訟を提起するなど違憲違法無効な行政行為を行うことを回避することが可能であり、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実不存在の抗弁も提出できるので、他の適法行為の期待

可能性存在の要件充足が推定される(各号住民監査請求書期待可能性部分参照)。知事
・保健医療部長・感染症対策課長・広報課長・県民生活部長どのが、他の適法行為の
期待可能性不存在であることを認識されている根拠を確認できる文書・条例・特別法
・判例その他論文
(5, については罰条が薬機法66条68条に限られないし、行為主体は県庁職員に限られ
ない。)